4　電子証明書
　提供者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録
5　電子申告等受付システム
　指定法人サーバ、端末機、電気通信関係装置（ファイアウォールを含む。以下同じ。）、電気通信回線、プログラム等により構成され、提供者の使用に係る電子計算機から送信されたデータを指定法人サーバに備えられた記憶媒体に記録し、当該データを市区町村サーバに送信するためのシステム
6　利用者用ソフトウェア
　提供者によるデータの作成及び送信に利用するため、指定法人が提供する入出力用のソフトウェア
7　利用者用ソフトウェア開発要件
　提供者のデータの作成及び送信に係るソフトウェアを事業者が開発するため、当該ソフトウェアが備えるべき機能として指定法人が公開するシステム要件
8　セキュリティ
　正確性、機密性及び継続性の維持
9　指定法人サーバ
　記載事項の記録を行うための指定法人の使用に係る電子計算機
10　市区町村サーバ
　電子申告等受付システムからデータの提供を受けるための市区町村長の使用に係る電子計算機
11　端末機
　電子申告等受付システムの運用保守のために使用する運用端末
12　ファイアウォール
　ネットワークにおいて不正侵入を防御するための通信を制御する装置
13　データ
　電子申告等受付システムに記録又は保存される記載事項に関する情報
14　プログラム
　電子申告等受付システム、端末機及び電気通信関係装置を機能させるための命令を組み合わせたもの（オペレーティングシステム、データベース等のパッケージソフトウェアを含む。）
15　ファイル
　電子申告等受付システム、端末機及び電気通信関係装置に内蔵される記憶媒体又は可搬記憶媒体に記録されているデータ及びプログラム
16　ドキュメント
　電子申告等受付システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の企画、開発、作成、変更及び運用保守並びにプログラムの作成に関する記録及び文書
17　可搬記憶媒体
　電子申告等受付システムで利用する駆動装置から容易に取り外すことのできる記憶媒体（光ディスク等（光ディスク、磁気ディスク又は磁気テープをいう。）、ＵＳＢメモリー又は外付けハードディスクドライブその他これに類するものをいう。）
18　電子計算機室
　電子申告等受付システム及び電気通信関係装置を設置する室
19　重要機能室
　電子計算機室、受電設備、定電圧・定周波電源装置等の設備を設置する室並びに電子計算機室の空気調和をする空気調和機及びその附属設備を設置する室

第２　提供者の記載事項の送信に係る安全性及び信頼性の確保

１　利用者用ソフトウェア等の提供
　指定法人は、提供者によるデータの作成及び送信の安全性及び信頼性を確保するため、利用者用ソフトウェアを提供するとともに、利用者用ソフトウェア開発要件を公開することとする。

２　提供者の使用に係る電子計算機の機能
　提供者の使用に係る電子計算機は、次のいずれにも該当することとする。
⑴　利用者用ソフトウェア又は利用者用ソフトウェア開発要件を満たしたソフトウェアをインストールすることによりデータの作成ができる機能を有すること。
⑵　電子申告等受付システムと通信できる機能を有すること。

３　提供の方法
　提供者は、次に掲げる方法により記載事項の提供を行わなければならないこととする。
⑴　利用者用ソフトウェア又は利用者用ソフトウェア開発要件を満たしたソフトウェアによりデータの作成及び送信を行うこと。
⑵　⑴の送信にあたっては、データに電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次のいずれかに該当するものと併せて送信すること。
　ア　商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の２第１項及び第３項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成したもの
　イ　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第３条第１項に基づき都道府県知事が作成したもの
　ウ　政府認証基盤（複数の認証局によって構成される認証基盤であって、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの（上記ア及びイを除く。）であって、指定法人の使用に係る電子計算機において識別することができるもの
　エ　政府認証基盤における政府共用認証局が作成したもの
⑶　⑴の送信にあたっては、データを暗号化して送信すること。

第３　指定法人の体制、規程等の整備
　指定法人は、次に掲げる事項を行わなければならない。

１　体制の整備
⑴　責任体制等の確立
　電子申告等受付システムのセキュリティを確保するため、電子申告等受付システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の企画、開発、作成、変更及び運用保守に関する責任体制及び連絡体制を明確にすること。また、防災組織及び防犯組織を整備し、通常時及び非常時の責任体制の確立を図ること。
⑵　監視体制の整備
　電子申告等受付システムの運用に関し、異常な状態を早期に発見できるよう体制の整備を図ること。

２　規程等の整備
⑴　規程の整備
　電子申告等受付システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の企画、開発、作成、変更及び運用保守に関する規程を整備すること。
⑵　電子申告等受付システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の設計書等の整備
　電子申告等受付システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の設計書、操作手順書等を整備し、常備すること。

３　人事、教育、研修等
⑴　要員管理
　電子申告等受付システムの運用保守に必要な職員の配置、交替等の人事管理を適切に行うこと。また、プログラムの作成及び電子申告等受付システムの操作の各事務は、同一の者が行うことのないように配慮すること。
⑵　教育及び研修
　電子申告等受付システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件を開発、作成、変更及び運用保守する職員に対し、電子申告等受付システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件のセキュリティ対策についての教育及び研修を実施し、必要な知識を習得させること。